



三労基発 1023 第 3 号  
令和元年 10 月 23 日

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター長 殿

所



三重労働局労働基準部長



### アスベスト訴訟（工場労働者型）の和解手続に係る周知依頼について

日頃より、労働安全衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、アスベスト訴訟（工場労働者型）の和解手続については、大阪泉南アスベスト訴訟における最高裁判決に照らして、石綿（アスベスト）工場の元労働者やその遺族の方々が、国に対して訴訟を提起し、一定の要件を満たすことが確認された場合には、国は訴訟の中で和解手続を進めているところです。

つきましては、貴職におかれましても、別添のリーフレットの陳列等により周知を図っていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、当該リーフレットは、下記のホームページにも掲載されていることを申し添えます。

### 記

厚生労働省ホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075130.html>)

三重労働局ホームページ

([https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/20150305\\_001\\_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/20150305_001_00001.html))